

兵庫県住宅供給公社 アプラス家賃サービス「プラス」利用申込書

株式会社アプラス御中

アプラス家賃サービス「プラス」は、株式会社アプラス(以下、「会社」といいます)が、申込者(以下、「私」といいます)からの委託により下記申込物件に係る賃貸借契約に基き賃貸人に支払う賃借費用を以下の賃貸人(賃貸人代理人含む。以下、「賃貸人等」といいます)に立替払いを行ない、また延滞等により賃貸借契約を解除された場合で、私が賃貸人に対して負担すべき債務や費用等を会社が私に代わって保証履行する制度(以下、「本制度」といいます)です。

私は、「個人情報の取扱いに関する同意条項」並びに下記申込物件に係る「入居申込書」に記載した私の個人情報並びに賃貸借契約内容等について賃貸人等から会社に提供されること、また当該情報が、「個人情報の取扱いに関する同意条項」並びに下記「本制度利用に関する注意点」に基き取扱われることに同意のうえ本制度を申込みします。

代筆不可

申込日	年 月 日
申込者氏名 (自署)	(7/14)
管理会社コード	6 0 1 8 7 4 5 0 0 0
賃貸人名 (賃貸人代理人)	兵庫県住宅供給公社
申込物件名 部屋番号	
入居理由	(1)結婚 (2)旧住居が狭い (3)転勤 (4)転職 (5)通勤時間 (6)家賃が高い (7)建替え (8)環境 (9)独立 (10)就職・入学 (99)その他()

A	賃料								
B	管理費・共益費								
C	駐車場料金								
D									
E									
F	月額賃借費用合計金								
G	その他費用等 ※	賃貸人もしくは賃貸人代理人からの通知による金額							
H	事務手数料	500円							
I	月額支払合計金	F+G+H							
	初回事務手数料	10,000円							

※本制度を利用し、賃貸借契約に基づく水道・ガス・光熱費等の変動費等のその他費用の立替払いを委託する場合は、月額支払合計金が変動することがあります。

FAX方向

「本制度利用に関する注意点」
<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の利用に関して、お客様の情報が個人信用機関に「カード商品」の名称で登録されます。 ・毎月27日に当月分の賃借費用及び会社所定の事務手数料を加算した額をお引き落としいたします。 ・私は、本制度の結果について、結果の如何に問わず会社から賃貸人等に通知されることに承諾します。 ・審査承認後は、別途、会社との間で本制度の家賃サービス契約を締結する必要があります。

「個人情報の取扱いに関する同意条項」
<p>第1条(個人情報の収集・利用の同意)(1)私は、会社が立替払契約(申込を含む。以下「本契約」といいます)並びに今後の取引に係る会社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の各号の情報(以下「個人情報」といいます)を、保護措置を講じたうえで収集(インターネット等からの取得も含む。)し利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイトの閲覧履歴その他の行動履歴等の情報および共同利用等により取得した情報を含みます。)を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行うもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。①申込物件に係る入居申込書(電磁的申込書を含む)に私が記載又は申込みの際に賃貸人等に提出した本人確認資料等に記載されている氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、運転免許証等の記号番号、私の使用するデバイスおよびブラウザに関する情報、届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報等の「属性情報」(本契約締結後に会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)②本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座等の「契約情報」③本契約に関する利用開始後の返済残高、月々の返済状況・履歴等に関する「取引情報」④私が申告した私の年収(世帯年収を含む)、資産、負債等、会社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力の判断のための情報」⑤電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報⑥映像、音声情報(個人</p>

人の肖像、音声を磁氣的または光学的媒体等に記録したもの)(2)私は、会社が本契約を行う者が私に相違ないかを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書に記載内容を確認すること(写しの入手を含む)又は会社が住民票の写し等を徴求すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む)に同意します。(3)私は、会社が本契約の締結内容及び後日の交渉内容を事後の証跡のために収集することに同意します。(4)会社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。(5)私は、申込書および契約書(以下「申込書等」といいます)に記載の賃貸人もしくは賃貸人代理人が本条第1項①の個人情報について、私から通知を受ける等の方法により変更情報を知った場合には、申込書等に記載の賃貸人もしくは賃貸人代理人が会社に対して、会社における与信後の管理のために、当該情報を提供することに同意します。(6)私は、申込書等に記載の賃貸人もしくは賃貸人代理人が私の賃貸借契約の更新、管理等のために本条第1項①②③のうち必要な範囲で個人情報や会社から提供を受けることに同意します。

第2条(個人信用情報機関への登録・利用の同意)(1)私は、会社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます)及び加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます)に照会し、私の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録される情報を含む)が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。(2)私は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関及び提携機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ)の目的に限り利用されることに同意します。(3)加盟機関の名称・住所・問合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、会社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、私の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。名称:株式会社シー・アイ・シー(略称CIC) 住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 電話番号:ナビダイヤル 0570-666-414 URL:https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	会社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額又は利用可能枠、貸付額、保証額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、及び利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部又は一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛申出等の本人申告情報が登録されます。(4)提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。①名称:株式会社日本信用情報機構(略称JICC) 住所:〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 電話番号:ナビダイヤル0570-055-955 URL:https://www.jicc.co.jp/②名称:全国銀行個人信用情報センター(略称KSC) 住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号:03-3214-5020 URL:https://www.zenginkyo.or.jp/paic/ ※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

第3条(個人情報の預託等の同意)私は、会社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)(1)私は、会社及び第2条で記載する個人信用情報機関に収集されている私に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示できるよう請求することができるものとします。①会社が開示を求める場合には、第8条に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、会社のホームページに掲載しております。②個人信用情報機関が開示を求める場合には、第2条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。②前項に基づく会社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。

第5条(本条項不同意の場合の措置)私は、私が本契約において必要な記載事項(申込書等に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、又は本条項の内容の全部又は一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する場合があります。同意するものとします。

第6条(契約が不成立の場合の同意)私は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の支払能力の調査のため、加盟機関が第2条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第7条(条項の変更)本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第8条(個人情報の開示に関する問合わせ窓口)個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合わせ先は以下のとおりです。住所:吹田市豊津町9番1号 EDGE江坂 担当部署:株式会社アプラス お客さま相談室 電話番号:0570-001-770 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。 ※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。 URL:https://www.aplus.co.jp/

アプラス家賃サービス「プラス」FAX送付状 兼 審査結果連絡票

FAX 0120-123-171

送信日 20 年 月 日

送付枚数 枚 (本紙含む)

《申込み先》

アプラスクレジットセンター 家賃サービス係
 TEL : 0120-291-112
 受付時間 : 10:00~19:00

※ 黄色 部分の記入をお願いします。

お 申 込 内 容	お客さま名 (姓のみ)			様
	物件名		部屋番号	
	備考欄			

(↑ ご連絡事項などあればご自由にご記入ください)

申込時FAX必要書類	
<input type="checkbox"/>	本送付状
<input type="checkbox"/>	公社賃貸住宅入居申込書
<input type="checkbox"/>	アプラス家賃サービス「プラス」利用申込書
<input type="checkbox"/>	本人確認書類 (1点)

管理会社コード	6 0 1 8 7 4 - 5 0 0 0
賃貸人代理人 (管理会社名称)	兵庫県住宅供給公社
公社取扱事業所 (右記☐ヘチェック を入れて下さい)	<input type="checkbox"/> 住宅管理部 営業推進室 TEL 078-232-9578 FAX 078-232-0033 TEL 078-232-9505 <input type="checkbox"/> 住宅管理部 営業推進室 明舞事務所 TEL 078-912-4110 FAX 078-912-4106
取次店 TEL FAX (取次店様からの審査 依頼の場合は必ずご 記入下さい)	
担当者名 (必ずご記入下さい)	

【アプラス使用欄】

審査結果連絡票 (アプラス⇒公社・取次店)

回答日 20 年 月 日

<p>・承認 ⇒ 契約番号 0 0 0 0 0 0 0 0</p> <p>【条件・ご連絡事項】 連絡差し上げた上記番号を、契約書・預金口座振替依頼書の記入欄 (左肩) に必ずご記入願います。</p>	<p>・お見送り</p>
---	--------------

【管理会社使用欄】 ← 申込みキャンセル時のみ記入ください。

キャンセル連絡票 (公社・取次店⇒アプラス)

送信日 20 年 月 日

上記、お客さまの申込がキャンセルとなりましたのでご連絡いたします。

取扱い窓口 担当者名	
---------------	--

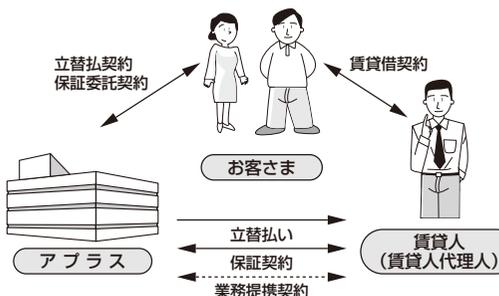
兵庫県住宅供給公社 家賃サービス「プラス」契約について

1. 契約内容を明らかにした書面をよく読みましょう。

- 「契約内容を明らかにした書面」(本「家賃サービス「プラス」契約について」と「兵庫県住宅供給公社Vポイント付きアプラス家賃サービス「プラス」契約書」)をよくお読みください。
- 「契約内容を明らかにした書面」の中で不明な点がありましたら、賃貸借契約については、賃貸人(賃貸人代理人)、家賃サービス「プラス」(お支払いに関する)については、アプラスにおたずねください。
- 本「家賃サービス「プラス」契約について」と「兵庫県住宅供給公社Vポイント付きアプラス家賃サービス「プラス」契約書」(写し)は大切に保管してください。

2. 家賃サービス「プラス」の仕組み

この家賃サービス「プラス」は、三者間の取引です。



- 上の図のようにお客さまは賃貸人と賃貸借契約を結ぶだけでなく、別にアプラスと立替払契約と保証委託契約を結ぶことになります。

- お客さまがこの家賃サービス「プラス」を利用して賃貸借契約を締結された場合、家賃、管理費・共益費、駐車場代金等の賃借費用等はアプラスがお客さまに代わって立替払いします。お客さまは賃借費用等をアプラスの口座振替の仕組みを利用して、アプラスにお支払いいただくことになります。また、賃貸借契約の解除、解約後、お客さまが賃貸人に対して負担すべき債務や費用等をアプラスがお客さまに代わって保証履行いたします。アプラスが立替払いおよび保証する債務等の範囲は、以下の通りです。 ※①～④の合計24ヶ月分まで
- ①賃貸借終了から物件明渡日までに発生する損害賠償債務
- ②残置物の撤去費用(賃借費用の3ヶ月分)
- ③賃借物件の原状回復費用(賃借費用の3ヶ月分)
- ④解約違約金(賃借費用の2ヶ月分)
- ⑤立退きに係る法的手続き費用
- 家賃サービス「プラス」契約に関して、お客さまの情報が個人情報情報機関に「カード商品」または別途個人情報情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意事項」をご参照ください。

3. 月々の家賃お支払いについて

毎月27日に当月分の家賃をお引落としさせていただきます。
(例) 11月分家賃→11月27日引落とし

4. 賃貸借契約を更新される時は…

- 賃貸借契約の期間満了後も引続きお住まいになる場合は、賃貸人(賃貸人代理人)より更新内容が案内されます。詳細は賃貸人(賃貸人代理人)にご確認ください。

5. 賃貸借契約を解約(終了)される時は…

- 賃貸借契約で定めた期日を前もって、賃貸借契約を解約(終了)し賃借物件を明渡される時は、明渡し予定日を賃貸人(賃貸人代理人)にご連絡ください。

ご注意

契約はあなたご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客さまに支払い責任がござります。どんなに親しい人からのまれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。

お願い

新しい電話番号が決定しましたら…
契約後、ご住所を変更される場合は…
アプラス家賃サービス係まで
ご連絡をお願いします。

信販会社への
問い合わせ・相談窓口は…



家賃サービスに関するお問い合わせ先

- 家賃サービス係 ☎ 0570-064-263
- ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
- ※電話番号は、お間違いのないようお願いいたします。

初回手数料
10,000円

月々手数料
わずか 500円

便利な
口座振替

兵庫県住宅供給公社の家賃サービス「プラス」で

Vポイントが貯まります。

POINT ※Vポイントカード番号未記入等で付与されないケースもございます。詳細は下のご注意事項欄をご覧ください。

アプラスの家賃サービス「プラス」をご利用いただくと

毎月 **POINT 100** ポイント

2年間を限度として
最大2,400ポイント貯まります!

※付与期間中に付与されるポイントは、賃借費用にかかわらず毎月Vポイント100ポイントとなります。

Vポイント貯まる・使える

POINT → POINT
ロゴが変わっても使い方はそのまま!
Tカードなどの各種サービスはこれまで通りお使いいただけます

Vポイントとは?

TSUTAYAをはじめVポイント提携先で、ご利用金額に応じて貯めることができるポイントです。貯めたポイントは、1ポイント=1円として、TSUTAYAやファミリーマートなどのVポイント提携先でご利用いただけます。

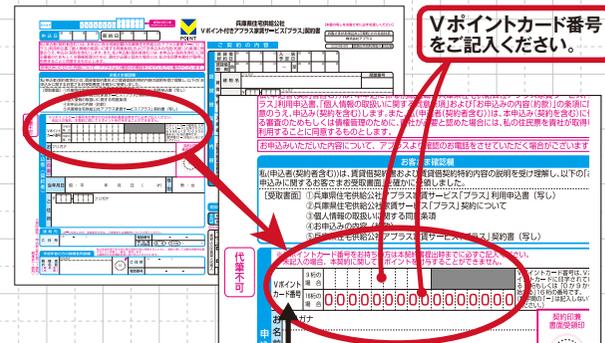
Vポイント提携先

Vポイントを貯めることも使うこともできる提携先



- Vポイント提携先は変動する可能性があります。
- Vポイントについて詳しくはVポイントサイト (<https://vpoint.net>) をご覧ください。

ポイント付与申請方法



Vポイントカード番号
をご記入ください。

ご記入上のご注意

- ※クレジットカード機能付きVポイントカードの場合、クレジットカード番号をご記入されないようご注意ください。
- ※太枠内がVポイントカード番号です。
- ※カードデザインは見本です。デザインの異なるカードもございます。

見本



クレジットカード番号とお間違いにご注意ください。

ご注意

【必ずお読み下さい】

- 契約書提出時にVポイントカード番号が未記入の場合、本契約に関してVポイントを付与することができません。
- お申込時ご記入いただいたVポイントカード番号欄に、誤記、虚偽、または、無効なVポイントカード番号の記載があった場合は、Vポイントが付与されません。
- 口座振替以外の方法でお支払いされた分は、ポイント付与の対象外となります。
- 約定日に口座振替ができなかった場合、ポイントは付与されません。
- ネットV会員番号、「TSUTAYA WILLカード」、「OEカード」、「ビデオ100の会員証」をご指定された場合は、Vポイントは付与されません。
- Vポイント付きアプラス家賃サービス「プラス」のご利用が退去等の理由で終了した場合は、Vポイント付与も終了となります。
- Vポイントは家賃サービスの引落とし開始月の翌月より毎月17日頃に付与されます。
- 本サービスをご契約中にVポイントカード番号が変更となった場合は、左記お問い合わせ先までその旨をお申出ください。お申出がない場合、Vポイントは付与されません。
- ポイント付与にあたり、申請内容確認の為にご連絡させていただく場合がございます。
- Vポイント付きアプラス家賃サービス「プラス」の対象物件およびVポイント付与期間についてはお申込み窓口にご確認ください。